

中華人民共和國商標法實施條例 (改正草案) 送審稿

2014年1月10日發表

獨立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国商標法実施条例 (改正草案) 送審稿

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という。)に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例における商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。

第三条 当事者が商標法第十三条の規定に基づいて馳名商標の認定を請求する場合、その商標が馳名商標に該当する証拠を提出しなければならない。商標局及び商標評審委員会は、商標法第十四条の規定に基づいて、当事者の提出した証拠資料を元に、その商標が馳名商標に該当するか否かを認定する。

第四条 商標法第十六条に定める地理的表示は、商標法及び本条例の規定に基づいて、証明商標又は団体商標として登録出願することができる。

地理的表示が証明商標として登録される場合、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する組織はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録される場合、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録する団体、協会又はその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。

第五条 当事者は商標代理機構に、商標登録出願又はその他の商標関連手続を委託する場合、代理委託書を提出しなければならない。代理委託書には、代理内容及びその権限を明記しなければならない。外国人又は外国企業の代理委託書には、委託人の国籍も明記しなければならない。

商標代理事項が終了した場合、復審手続は商標局原審手続における商標代理機構が当該商標の関連法律文書の署名受取及び転送義務を負い、その他の手続は最後に当該商標の関連手続を申請する商標代理機構が関連法律文書の署名受取及び転送義務を負うものとする。商標局又は商標評審委員会が関連法律文書を当該商標代理機構に送達したことは、当事者に送達したと見なされる。

商標代理機構が客観的な原因により送達できない場合、書面により商標局又は商標評審委員会に関連状況を説明し、文書を受け取った日から15日以内に関連法律文書を商標局又は商標評審委員会に返却しなければならない。商標局又は商標評審委員会は公告をもって送達する。

外国人又は外国企業の代理委託書及びその関連証明書類の公証、認証手続は、対等原則

に基づいて行う。

商標法第十八条にいう外国人又は外国企業とは、中国に恒常的居所又は営業所を有していない外国人又は外国企業をいう。

第六条 商標登録出願又はその他の商標関連手続を行う場合、中国語を使用しなければならない。

商標法及び本条例の規定に従って提出する各種証書、証明書類及び証拠資料が外国語のものである場合は、中国語訳文を添付しなければならない。それを添付していない場合には、当該証書、証明書類又は証拠資料を提出しなかったものとみなす。

第七条 商標局、商標審査委員会の職員が以下に掲げるいずれかに該当する場合には、忌避しなければならない。当事者又は利害関係人は、その忌避を請求することができる。

- (1) 当事者又は当事者及び代理人の近親者である場合
- (2) 当事者及び代理人とその他の関係を有し、公正を妨げるおそれがある場合
- (3) 商標登録出願又はその他の商標関連手続と利害関係を有する場合

第八条 商標法第二十二条にいう電子文書方式とは、インターネットを通じて商標登録機関の定める電子文書方式で商標登録出願等の関連書類を提出することをいう。

第九条 本条例第十八条及び第二十条に定める場合を除き、当事者が商標局又は商標審査委員会に提出する書類又は資料の提出日について、直接手交する場合、手交日を提出日とし、郵送する場合、差出しの消印日を提出日とし、消印がはっきり見えない又は無い場合、商標局又は商標審査委員会が実際に受取った日を提出日とするが、当事者が実際の消印日の証拠を提出する場合は除く。郵政企業以外の宅配業者を通じて提出した場合、実際に受け取った日を提出日とする。電子文書方式で提出した場合、商標局又は商標審査委員会の電子システムの受取日を提出日とする。

商標局又は商標審査委員会に書類を郵送する場合、受取証が付く郵便を利用しなければならない。初めて商標登録出願書類を提出する場合を除き、商標出願番号又は登録番号及び出願人の名称を明記しなければならない。

当事者が商標局又は商標審査委員会に提出する書類について、書面により提出した場合、商標局又は商標審査委員会の保存するファイルの記録に準ずる。電子文書方式で提出した場合、商標局又は商標審査委員会のデータベースの記録に準ずる。

第十条 商標局又は商標審査委員会は、各種書類を郵送、直接手交、インターネット等電子的方式又はその他の方式によって当事者に送達することができる。当事者が商標代理機構に委託した場合、書類を商標代理機構に送達したことは、当事者に送達したとみなす。

商標局又は商標審査委員会が当事者に各種書類を送達する送達日について、インターネット等電子的方式により送達した場合、送信日より15日満了をもって当事者に送達したと推定し、郵送した場合、当事者受け取りの消印日を提出日とし、消印がはっきり見えない若しくは消印が無い、又は郵便局から返還されなかった場合、書類を発送した日より15日満了をもって当事者に送達したと見なす。直接手交した場合、手交日を提出日とする。上記方式により書類を送達することができない場合、公告をもって当事者に送達すること

ができ、公告を発布した日より30日満了をもって当事者に送達したとみなす。

第十一条 下記の期間は、商標審査及び審理の期間に計上しない。

- (一) 商標局又は商標評審委員会の書類が公告により送達される期間
- (二) 当事者が提出した関連書類又は資料について補足的説明が必要とされ、証拠再交換を行う期間
- (三) 同日出願について、使用証拠提出及び抽選を行う期間
- (四) 当事者変更により、改めて答弁を知らせる期間
- (五) 審査及び審理中に、先行権利の確定に関連する事件の審理結果を待つ期間
- (六) 双方当事者の申請により、事件の和解を待つ期間

第十二条 商標法第三十六条第二項、第三十九条の規定以外に、商標法及び本条例に定める各種期間の初日は期間内に計上しない。年又は月で期間を計算する場合、期間の最後の月の対応日を期間満了日とする。その月に対応日が無い場合、その月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が法定休祭日である場合、法定休祭日後の最初の営業日を期間満了日とする。

第二章 商標登録の出願

第十三条 商標登録出願をする場合、公布された商品及び役務分類表に基づいて、記入、出願しなければならない。商標登録出願1件毎に、商標局に「商標登録願書」一通、商標図案1部を提出しなければならない。色彩の組合せ及びその他着色図案で登録商標を出願する場合、着色図案のほかに、白黒版を1部提出しなければならない。色彩を指定しない場合、白黒図案を提出しなければならない。

商標図案は、明瞭で、貼付しやすく、光沢のある高耐久の紙に印刷するか写真に撮り、縦又は横が5cm以上10cm以下のものでなければならない。

3次元図形で商標登録を出願する場合、その旨を願書に声明し、3次元図形を確定できる図案を提出するとともに、商標の使用方式を説明しなければならない。提出する商標図案は少なくとも3面図を含まなければならない。

色彩の組合せで商標登録を出願する場合、その旨を願書に声明し、文字による説明を提出しなければならない。

音声標識で商標登録を出願する場合、その旨を願書に声明し、要求に適う音声サンプルを提出するとともに、商標の使用方式を説明しなければならない。音声商標の登録を出願するにあたって、五線譜又は略譜により説明するとともに、文字説明を添付しなければならない。五線譜又は略譜により説明できない場合、文字により説明しなければならない。商標に対する説明は音声サンプルと一致しなければならない。

団体商標、証明商標の登録を出願する場合、その旨を願書に声明し、主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。

商標が少数民族の文字、外国語文字である、又は外国語文字を含む場合、その意味を説

明しなければならない。

第十四条 商標登録を出願する場合、出願人は主体資格証明書類の写しを提出しなければならない。商標登録出願人の名義はその提出した証明書類と一致しなければならない。

前項規定は、商標局に提出する変更、譲渡、更新、異議、取消等その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十五条 商品又は役務項目の名称は、商品・役務分類表に記載された名称、分類番号に基づいて記入しなければならない。

商標登録出願などの関係書類は、紙文書で提出する場合、タイプ又は印刷されたものでなければならない。

前項規定は、その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十六条 共有商標関連手続を行う場合、願書の一番目に記載された者を代表者とする。商標局及び商標評審委員会の文書を代表者に送達した場合、その代表する当事者全員に送達したとみなす。

第十七条 出願人がその名義、住所、代理人を変更し、又は指定商品を削減する場合、商標局に変更手続を行わなければならない。

出願人がその商標登録出願を譲渡する場合、商標局に譲渡手続を行わなければならない。

第十八条 商標登録の出願日は、商標局が出願書類を受け取った日とする。

出願手続が完備し、出願書類が規定どおりに記入され、同時に費用が支払われた場合、商標局はこれを受理し、出願人に通知する。出願手続に不備があり、出願書類が規定どおりに記入されていない又は同時に費用が支払われていない場合、商標局はこれを受理せず、書面により出願人に通知し、理由を説明する。出願手続が基本的に完備し又は出願書類が基本的に規定に適うが、補正を必要とする場合、商標局は出願人に補正するよう通知し、通知を受け取った日から15日以内に指定した内容に基づいて補正し、商標局に再提出するよう要求する。規定の期間内に補正し商標局に再提出した場合、出願日を保留する。期間満了後も補正しなかった又は要求どおりに補正しなかった場合、商標局はこれを受理せず、書面により出願人に通知する。

本条第二項は、その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十九条 2又は2以上の出願人が、同一又は類似商品について、同一又は近似商標をそれぞれ同日に登録出願した場合、各出願人は商標局の通知を受け取った日より30日以内に、その登録出願前に当該商標を先行使用した証拠を提出しなければならない。同日に使用した又はどちらも使用していなかった場合、商標局は、抽選で出願人を確定するよう各出願人に通知し、その他の出願人による登録出願を拒絶する。商標局が通知したにも関わらず出願人が抽選に参加しない場合、出願放棄と見なし、商標局はその旨を書面により抽選に参加しなかった出願人に通知しなければならない。

抽選する前に、各出願人が書面による合意に達した場合、商標局はその合意書により出願人を確定する。

第二十条 商標法第二十五条の規定に基づいて優先権を主張する場合、出願人が提出す

る最初に提出した商標登録出願書類の副本は、当該出願を受理した商標主管機関により証明され、出願日と出願番号を明記したものでなければならない。

商標法第二十六条の規定に基づいて優先権を主張する場合、出願人が提出する証明書類は、国务院工商行政管理部门に規定される機構により認証されたものでなければならない。その商品が展示された国際展覧会が中国国内で開催された場合は、この限りではない。

上記書類の提出日は、商標局の受領日とする。

第三章 商標登録出願の審査

第二十一条 商標局は、受理した商標登録出願について、商標法及び本条例の関連規定に基づいて審査し、規定を満たした場合、又は一部の指定商品に商標を使用する登録出願が規定を満たした場合には、これを初歩査定し、公告する。規定を満たさない場合、又は一部の指定商品に商標を使用する登録出願が規定を満たさない場合には、これを拒絶し、又は一部の指定商品に商標を使用する登録出願を拒絶し、書面により出願人に通知し、その理由を説明する。

第二十二条 商標法における類似商品とは、機能、用途、生産部門、販売ルート、消費対象等が同一又は基本的に同一である商品をいう。

類似役務とは、役務の目的、内容、方式、対象等が同一又は基本的に同一である役務をいう。

第二十三条 商標法における商標類似とは、文字の字形、発音、意味若しくは図形の構図及び色彩、又はその各要素を組合せた全体的構造が類似すること、又はその立体的形状、色彩の組合せ、音声旋律が類似することをいう。

第二十四条 本条例における商標登録出願の分割とは、商標局が一部の指定商品について商標登録出願を拒絶する場合、出願人が初歩査定され一部の出願を別件出願に分割できることをいう。分割後の出願は、元出願の出願日を保留する。

分割する必要がある場合、出願人は商標局の「商標登録出願一部拒絶通知書」を受け取った日から15日以内に、商標局に分割出願を提出しなければならない。

商標局は分割出願を受け取った後、当該出願を2件に分割し、分割された初歩査定出願に新しい出願番号を与え、公告しなければならない。

第二十五条 「商標法」第二十九条の規定により、商標局が商標登録出願内容について説明又は補正する必要があると判断した場合、出願人は商標局の通知を受け取った日から15日以内に説明又は補正しなければならない。

第二十六条 商標局が初歩査定し公告した商標について異議を申立てる場合、異議申立人は、商標局に下記の異議申立資料を一式二部提出し、正本、副本と明記しなければならない。

(一) 「商標異議申立書」。

商標異議申立書に明確な請求と事実根拠を記載し、関連証拠資料を添付しなければならない。

ない。

(二) 被異議申立商標の初歩査定紙媒体公告の写し又は電子公告の印刷物。

(三) 異議申立人の主体資格証明。

商標法第十三条第二項と第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反したとして異議を申し立てる場合、異議申立人はさらに自己が先行権利者又は利害関係人である証明を提出しなければならない。

第二十七条 商標局は異議申立書を受け取った後、審査を経て受理条件を満たすと判断した場合、それを受理し、申立人に受理通知書を送付する。

第二十八条 商標異議申立が下記のいずれかに該当する場合、商標局はそれを受理せず、書面により申立人にその旨を通知し、理由を説明する。

(一) 申立人の主体資格が商標法第三十三条の規定に合わない場合

(二) 法定期間内に提出しなかった場合

(三) 商標法第三十三条の事件受理範囲内に含まれない場合

(四) 明確な異議理由、事実と法的根拠がない場合

(五) 同一異議申立人が同一理由、事実及び法的根拠をもって、同一商標について再度異議申立書を提出した場合

(六) 本条例第六条の規定に従って証拠資料を提出しなかった場合

(七) 受理条件を満たさないその他の場合

第二十九条 商標局は、商標異議申立書の副本を適時に被異議申立人に送付し、商標異議申立書の副本を受け取った日から30日以内に答弁させなければならない。被申立人が答弁しない場合、商標局による異議決定に影響しない。

当事者は、異議申立書を提出し又は答弁した後に、関連証拠資料を補充する必要がある場合、申立書又は答弁書にその旨を声明し、申立書又は答弁書を提出した日から30日以内に提出しなければならない。期間満了しても提出しなかった場合、当事者が関連証拠資料の補充を放棄したとみなす。ただし、期間満了後に提出した新しい事実証拠が事件の審理結果に重大な影響を与えそうな場合、商標局は反対尋問を経てそれを採用することができる。

第三十条 商標法第三十五条第三項及び第三十六条第一項にいう不登録決定は、一部の指定商品についての不登録決定を含む。

被異議申立商標は異議決定が発効する前に既に登録公告を発行された場合、その登録公告を取消す。異議決定により登録を認められた商標は、改めて登録公告を掲載する。

第三十一条 出願人又は登録者が「商標法」第三十八条の規定に基づいて訂正申請を提出する場合、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件を満たした場合、商標局はそれを承認した後に関連内容を訂正する。訂正条件を満たさない場合、商標局はそれを承認せず、申請人にその旨を通知し、理由を知らせる。

既に初歩査定公告又は登録公告を掲載された商標は、訂正後に、訂正公告を掲載する。

第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第三十二条 商標登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する場合、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録者の名義を変更する場合、さらに関係登記機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。商標局は、審査の上承認した後、商標登録者に相応の証明を付与し、公告する。承認しない場合、書面により申請人に通知し、その理由を説明する。

商標登録者の名義又は住所を変更する場合、商標登録者はそのすべての登録商標を一括して変更しなければならない。一括して変更しなかった場合、商標局は期間内に是正するように通知する。期間満了しても是正しなかった場合、変更申請を放棄したとみなし、商標局は、その旨を書面により申請人に通知しなければならない。

第三十三条 登録商標を譲渡する場合、譲渡人と譲受人は商標局に「登録商標譲渡申請書」を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲渡人と譲受人が共同で処理する、又は共同で同一受託者に委託するものとする。商標局は登録商標譲渡申請を審査した後、譲受人に相応の証明書を交付し、公告する。

登録商標を譲渡する場合、商標登録者がその同一又は類似する商品について登録した同一又は近似商標を一括して譲渡しなかったとき、商標局は期間内に是正するように通知する。期間満了しても是正しなかった場合、当該登録商標の譲渡申請を放棄することと見なし、商標局は、その旨を書面により申請人に通知しなければならない。

第三十四条 譲渡以外の継承等その他の事由により、登録商標専用権の移転が発生する場合、当該登録商標専用権を受ける当事者は、関係証明文書又は法律文書をもって、商標局に登録商標専用権の移転手続を行わなければならない。

登録商標専用権を移転する場合、登録商標専用権者が同一又は類似する商品について登録した同一又は近似商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しなかった場合、商標局は期間内に是正するように通知する。期間満了しても是正しなかった場合、当該登録商標移転申請を放棄したとみなし、商標局は、書面により申請人にその旨を通知しなければならない。

商標移転申請を承認した後、それを公告する。当該登録商標専用権の移転を受ける当事者は、公告日から商標専用権を有することになる。

第三十五条 登録商標の登録を更新する必要がある場合、商標局に商標登録更新願書を提出しなければならない。商標局は、商標登録更新願書を承認した後に、相応の証明書を発行し、公告する。

第五章 マドリッド商標国際登録

第三十六条 商標法第二十一条に定める商標国際登録とは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定」という。）、「標章の国際登録に関するマド

リッド協定議定書」（以下「マドリッド議定書」という。）及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及びその協定議定書の共同実施細則」の規定に基づいて出願するマドリッド商標国際登録をいう。

マドリッド商標国際登録出願は、中国を第一国とする商標の国際登録出願、中国を指定する領域指定出願及びその他関連出願を含む。

第三十七条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、中国において真実で有効な工商営業場所を設けているか、中国において住所を有するか、又は中国国籍を有しなければならない。

第三十八条 本条例第三十七条の規定を満たす出願人は、その商標が既に商標局に登録されている場合、マドリッド協定に基づいて同商標の国際登録を出願することができる。

本条例第三十七条の規定を満たす出願人は、その商標が既に商標局に登録され、又は商標局に商標登録出願を提出し受理された場合、マドリッド議定書に基づいて同商標の国際登録を出願することができる。

第三十九条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、商標局経由で世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」という。）に出願しなければならない。

中国を第一国とする場合、マドリッド協定に関連する商標国際登録の事後指定、放棄、取消は、商標局経由で国際事務局に出願しなければならない。マドリッド協定に関連する商標国際登録の譲渡、削減、変更、更新は、商標局経由で国際事務局に出願することもできれば、直接に国際事務局に出願することもできる。

中国を第一国とする場合、マドリッド議定書に関連する商標国際登録の事後指定、譲渡、削減、放棄、取消、変更、更新は、商標局経由で国際事務局に出願することもできれば、直接に国際事務局に出願することもできる。

第四十条 商標局経由で国際事務局に商標国際登録出願及びその他関連出願事項を行う場合、国際事務局と商標局の要求を満たす願書及び関連書類を提出しなければならない。

第四十一条 商標国際登録出願の指定商品又は役務は、国内の元出願又は元登録の商品又は役務の範囲を超えてはならない。

第四十二条 商標局が商標国際登録願書を受け取った日を出願日とする。

商標国際登録出願の手續に不備があり、又は出願書類が規定どおりに記入されていない場合、商標局はこれを受理せず、出願日を保留しない。

出願手續が基本的に完備し又は出願書類が基本的に規定に適うが、補正を必要とする場合、出願人は補正通知書を受け取った日から30日以内に補正しなければならない。期間満了しても補正しなかった場合、商標局はこれを受理せず、その旨を書面により出願人に通知する。

第四十三条 商標局経由で国際事務局に商標国際登録出願及びその他関連出願事項を行う場合、規定に従って費用を納付しなければならない。

出願人は商標局の費用納付通知書を受け取った日から15日以内に、商標局に費用を納付しなければならない。期間満了しても納付していない又は一部しか納付していない場合、

商標局はその出願を受理せず、その旨を書面により出願人に通知する。

第四十四条 商標局はマドリッド協定又は議定書に規定される拒絶期間（以下「拒絶期間」という。）内に、商標法の関連規定に従って中国を指定する領域指定出願を審査し、決定を下し、国際事務局に通知する。

中国を指定する領域指定出願には、本条例第二十四条の商品分割に関する規定を適用しない。

保護を承認された国際登録商標の有効期間は、国際登録日又は事後指定日より起算する。

第四十五条 中国を指定する団体商標又は証明商標の領域指定出願人は、同商標が国際事務局の国際登録帳簿に登録された日から3ヶ月以内に、法に従って設立した商標代理機構を通じて、商標局に本条例第十三条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しなかった場合、商標局はその団体商標又は証明商標の領域指定出願を拒絶する。

中国を指定する音声商標の領域指定出願人は、同商標が国際事務局の国際登録帳簿に登録された日から3ヶ月以内に、法に従って設立した商標代理機構を通じて、商標局に本条例第十三条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しなかった場合、商標局は同音声商標の領域指定出願を拒絶する。

第四十六条 世界知的所有権機関は、商標国際登録の関連事項を公告する。商標局は、別途公告しない。

第四十七条 中国を指定する領域指定出願に対し異議がある場合、世界知的所有権機関の「国際商標公報」が出版された翌月の1日から3ヶ月以内に、商標局に異議申立を提出しなければならない。

商標局は、拒絶期間内に、異議申立の関連状況を拒絶決定の形で国際事務局に通知する。

被異議申立人は、国際事務局から転送された拒絶通知書を受け取った日から30日以内に答弁することができる。答弁書及び関連証拠資料は、法に従って設立した商標代理機構を通じて提出しなければならない。

異議申し立てられた中国を指定する領域指定出願について、商標局は、拒絶期間満了日、行政決定又は法院判決が発効した日から18ヶ月以内に決定を出す。

第四十八条 中国を指定する領域指定出願の譲渡手続を行う場合、譲受人はマドリッド締約国に真実で有効な工商営業所を有するか、締約国に住所を有するか、又は締約国の国民でなければならない。

譲渡人は、その同一又は類似商品若しくは役務について登録した同一又は近似商標を一括して譲渡しなければならない。譲渡人は法に従って一括譲渡を申請しなかった場合、商標局は国際商標登録者に、通知を出した日から3ヶ月以内に是正するよう通知する。期間満了しても是正しておらず、又は譲渡により混同又はその他の悪い影響をきたすおそれがある場合、商標局は、当該譲渡が中国で無効という決定を出し、国際事務局に声明する。

第四十九条 中国を指定する領域指定出願の削減を行う場合、我が国の商品若しくは役務分類関連要求を満たさず、又は元指定商品若しくは役務範囲を超えているとき、商標局

は、当該削減が中国で無効という決定を出し、国際事務局に声明する。

第五十条 中国で保護を許可された国際登録出願について、拒絶期間満了日から、法に従って設立した商標代理機構に委託して、その商標が中国で保護されている証明の発行を商標局に申請することができる。

第五十一条 商標法第四十九条に基づいて取消を請求された国際登録商標は、拒絶期間満了日、行政決定又は法院判決が発効した日から満3年間でなければならない。

第五十二条 商標法第四十四条第一項と第四十五条第一項の規定により、拒絶期間満了日、行政決定発効日から、商標評審委員会に同商標の無効宣告を請求することができる。

第六章 商標評審

第五十三条 商標評審委員会は、商標法第三十四条、第三十五条、第四十四条、第四十五条、第五十四の規定に基づいて提出される商標評審の請求を受理する。当事者の評審請求は、明確な請求、事実、理由と法的根拠がなければならず、関連証拠を提出しなければならない。

商標評審委員会は、事実を元に、法に従って評審を行う。

第五十四条 商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の拒絶決定及び出願人が再審を請求した事実、理由、請求及び評審時の事実状態等を踏まえて評審を行わなければならない。出願商標が商標法第十条、第十一条、第十二条と第十六条第一項の規定に違反する事件について、商標評審委員会は職権により商標局の拒絶決定における法律適用条項を変更することができる。再審決定を下す前に、出願人の意見を聴取しなければならない。

第五十五条 商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、当事者の再審請求と答弁した事実、理由及び請求について評審を行わなければならない。元異議申立人が答弁しなかった又は異議手続に提出したが再審手続に提出しなかった理由は、審理範囲に含まれない。

第五十六条 商標評審委員会は、商標法第四十四条、第四十五条に基づいて登録商標の無効宣告を請求する事件を審理するにあたって、当事者の請求と答弁した事実、理由及び請求について評審を行わなければならない。

第五十七条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十四条第一項の規定に基づいて下した登録商標無効宣告決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の決定及び請求人が再審を請求した事実、理由及び請求について評審を行わなければならない。

第五十八条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十九条の規定に基づいて下した登録商標取消決定又は維持決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局が登録商標取消決定又は維持決定を下す時に依拠した事実、理由及び法律適用について評審を行わなければならない。ただし、商標法第四十九条第二項に基づいて再審を請求した当事者が証拠を補充する必要があるものは除く。

第五十九条 商標評審委員会の不登録再審手続により登録を許可された商標は、既に登録公告を掲載した場合、元の登録公告を取り消し、改めて登録公告を掲載する。無効宣告の請求期間は、登録公告日から起算する。

第六十条 商標評審を請求する場合、商標評審委員会に請求書を提出するとともに、相手側当事者数に対応する部数の副本を提出しなければならない。商標局の決定書又は裁定書に基づいて請求する場合、さらに商標局の決定書又は裁定書を同時に提出しなければならない。

商標評審委員会は、請求書を受取った後、審査を経て、受理条件を満たしたものを受理し、受理条件を満たさないものを受理せず、書面によりその旨を請求人に通知し、理由を説明する。補正する必要がある場合、請求人に通知書を受け取った日から15日以内に補正するよう通知する。補正しても規定を満たさない場合、商標評審委員会はこれを受理せず、書面により請求人にその旨を通知し、理由を説明する。期間満了しても補正しなかった場合、請求を取下げたものと見なし、商標評審委員会は書面によりその旨を請求人に通知しなければならない。

商標評審委員会は、商標評審の請求を受理した後に、受理条件を満たさないと発見した場合、これを拒絶し、書面により請求人にその旨を通知し、理由を説明する。

第六十一条 商標評審委員会は、商標評審の請求を受理した後、適時に請求書副本を相手側当事者に送付し、請求書副本を受け取った日から30日以内に答弁するよう要求しなければならない。期間満了しても答弁しなかった場合、商標評審委員会の評審に影響を及ぼさない。答弁が要求を満たさないかつ補正した後も要求を満たさない場合、答弁しなかったとみなす。

第六十二条 当事者は、再審請求を提出した後、又は答弁した後に関係証拠資料を補充する必要がある場合、請求書又は答弁書にその旨を声明し、請求書又は答弁書を提出した日から30日以内に提出しなければならない。

第六十三条 商標評審委員会は、当事者の請求又は実際の需要に基づき、評審請求について口頭審理を行うことを決定できる。

商標評審委員会は、評審請求について口頭審理を行うことを決定した場合、口頭審理の15日前に書面により当事者に通知し、口頭審理の期日、場所及び評審スタッフを知らせる。当事者は、通知書に指定された期間内に回答しなければならない。

請求人が回答もせず口頭審理にも参加しない場合、その評審請求を取下げたとみなし、商標評審委員会は書面により請求人にその旨を通知しなければならない。被請求人が回答もせず口頭審理にも参加しない場合、商標評審委員会は欠席評審を行うことができる。

第六十四条 請求人は、商標評審委員会が決定、裁定を下す前に、請求の取下げを求めるとき、書面により商標評審委員会に理由を説明した上、取下げることができる。請求を取下げた場合、評審手続が終了する。

第六十五条 請求人は、商標評審の請求を取下げた場合、同じ事実又は理由により再び評審を請求することができない。商標評審委員会が商標評審請求に対し、既に裁定又は決

定を下した場合、何人も同じ事実又は理由により再び評審を請求することができない。ただし、不登録再審手続を経て登録を許可された場合、上記の制限を受けない。

第六十六条 評審中に、当事者は自ら和解することができる。当事者が自ら和解した事件について、和解契約が法律規定に違反しないことを前提に、商標評審委員会は結審することができる。決定又は裁定を下すこともできる。

第六十七条 商標評審決定、裁定が当事者に送達された後、商標評審委員会は誤った文字等実質的でない誤記を見つけた場合、評審当事者に訂正通知書を送付して誤記内容を訂正することができる。

第七章 商標使用の管理

第六十八条 登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、説明書又はその他の付随するものに「登録商標」又は登録マークを表記することができる。

登録マークには®と®が含まれる。登録マークを使用する場合、商標の右上又は右下に表記しなければならない。

第六十九条 「商標登録証」を紛失し又は破損した場合、商標局に商標登録証再交付申請書を提出しなければならない。「商標登録証」を紛失した場合、「商標公告」に紛失声明を掲載しなければならない。破損した「商標登録証」は、再交付申請を提出すると同時に、商標局に返却しなければならない。

商標登録者又は商標出願人は、商標局による商標変更、譲渡、更新証明の再交付及び優先権証明書類、商標登録証明の発行を必要とする場合、商標局に相応の申請書を提出しなければならない。要求を満たした場合、商標局は承認した後に相応の証明を交付する。要求を満たさない場合、商標局は承認せず、その旨を申請人に通知し、理由を知らせる。

「商標登録証」又はその他の商標証明書類を偽造又は変造した場合、刑法の国家機関証明文書偽造、変造罪又はその他の罪に対する規定に基づき、法により刑事責任を追究する。

第七十条 商標法第四十九条における「登録商標がその指定商品の通用名称になっている」という事情がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に関連状況を説明し、同登録商標の取消を請求することができる。商標局は商標登録者に、通知を受け取った日から2ヶ月以内に答弁するよう要求しなければならない。期間満了しても答弁しなかった又は答弁理由が成立しない場合、商標局はその登録商標を取消す。

第七十一条 商標法第四十九条における「3年間連続して登録商標を使用しなかった」行為がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に関連状況を説明し、同登録商標の取消を請求することができる。商標局は商標登録者に、通知を受け取った日から2ヶ月以内に、同商標が取消請求を提出される前に使用された証拠資料を提出するか、又は不使用の正当な理由を説明するよう通知しなければならない。期間満了しても使用の証拠資料を提出しない、又は証明資料が無効で、不使用の正当な理由もない場合、商標局はその登録商標を取消す。

前項にいう商標使用の証拠資料には、商標登録者が登録商標を使用した証拠資料と商標登録者が他人に登録商標の使用を許諾した証拠資料が含まれる。

本条にいう取消を請求された登録商標は、登録公告日から満3年間でなければならない。

第七十二条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第四十九条における「3年間連続して使用しなかった正当な理由」に該当する。

- (一) 不可抗力
- (二) 政府政策による制限
- (三) 破産清算
- (四) 商標登録者に帰責できないその他の正当な事由。

第七十三条 商標局、商標審査委員会は登録商標を取消す又は無効宣告する場合、取消又は無効宣告の理由が一部の指定商品のみに限るとき、当該一部の指定商品に使用する商標登録を取消す又は無効宣告することになる。

第七十四条 他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届け出なければならない。商標局はそれを公告する。公告日から、対抗力が生じる。

商標使用許諾が届け出られなかった場合、許諾契約の効力に影響しないが、善意第三者に対抗してはならない。

第七十五条 商標登録専用権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面による質権契約書を締結し、共同で商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局はそれを公告する。

第七十六条 商標法第四十三条第二項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は、販売を差止め、期限を切って是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、その商標標識を没収する。商標標識と商品が分割しがたい場合、合わせて没収し、廃棄する。

第七十七条 商標の使用が商標法第十三条第二項、第三項の規定に違反した場合、関係当事者は市（地、州）以上の工商行政管理部門にその商標が馳名商標を構成する証拠資料を提出して、その馳名商標を保護するよう請求することができる。

第七十八条 商標の使用が商標法第十三条第二項、第三項の規定に違反し、商標局が商標法第十四条の規定に基づいて馳名商標と認定した場合、工商行政管理部門は、権利侵害者に当該馳名商標の使用行為を差し止めるよう命じ、その商標標識を没収し、廃棄する。商標標識と商品が分割し難い場合、一括して没収し、廃棄する。

第七十九条 商標登録者がその登録商標の抹消、又は一部の指定商品におけるその登録商標の抹消を請求する場合、商標局に商標抹消請求書を提出し、元の「商標登録証」を返却しなければならない。

商標登録者がその登録商標の抹消、又は一部の指定商品におけるその登録商標の抹消を請求する場合、商標局が抹消を許可した後、当該登録商標専用権又は当該一部の指定商品における当該登録商標専用権の効力は、商標局がその抹消請求を受け取った日より、失効する。

第八十条 登録商標が取消され、又は本条例第七十九条の規定に基づいて抹消された場合、元の「商標登録証」が失効し、それを公告する。一部の指定商品における当該商標の登録を取消した場合、又は商標登録者が一部の指定商品におけるその商標登録の抹消を請求した場合、商標局は改めて「商標登録証」を発行し、それを公告する。

第八十一条 登録商標は以下の事情があつて取消され、無効宣告された場合、又は期間満了後に更新されなかった場合、商標法第五十条の規定による制限を受けない。

- (一) 商標法第四十九条に基づいて取消された場合
- (二) 悪意による冒認出願により無効宣告された場合
- (三) 同一商標登録者の商標が期間満了後に更新されなかった場合

第八章 登録商標専用権の保護

第八十二条 商標法における不法経営額とは、行為者が商標侵害行為を実施するにあつて、製造、貯蔵、運送、販売した侵害商品の価値を指す。販売済みの侵害商品の価値は、実際の販売金額で計算する。製造、貯蔵、運送した侵害商品及びまだ販売していない侵害商品の価値は、既に精査した侵害商品の実際の平均販売価格で計算する。実際の販売価格を精査できない場合、表示価格があるものは表示価格で計算し、表示価格がないものは被侵害商品の市場中間価格で計算する。

製造、貯蔵、運送した商標権侵害商品及びまだ販売していない商標権侵害商品の価値を計算するにあつて、侵害商標を付けている半製品の場合、その価値を不法経営額に計上し、価格は当該半製品の実コストで計算する。製作が完成したがまだ侵害商標標識を付けていない（貼付を含む）商品の場合、当該商品が他人の登録商標権を侵害することになると証明する十分な証拠があるとき、その価値を不法経営額に計上する。

役務商標権侵害の不法経営額とは、侵害者が侵害期間において侵害により生ずる営業収入を指す。

第八十三条 他人に、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所又はインターネットサービス等を提供することは、商標法第五十七条第六号にいう「便宜を提供」に該当する。

第八十四条 同一又は類似商品に、他人の登録商標と同一又は近似する標章を商品名又は商品の装飾として使用して、公衆の誤解を招くことは、「商標法」第五十七条第七号にいう「登録商標専用権侵害行為」に該当する。

第八十五条 登録商標専用権の侵害行為について、何人も工商行政管理部門に苦情申立又は通報することができる。

第八十六条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十条に規定される「5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施する」ことに該当する。

- (一) 同一主体が工商行政管理部門又は人民法院から、他人の商標専用権を侵害したと認定されたことがあり、5年以内に再び商標侵害行為を実施した場合
- (二) 同一主体が5年以内に商標侵害行為を実施したことがあると証明する証拠があり、

調査を経て真実であると確認された場合

第八十七条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十条にいう「その他の深刻な情状がある」ことに該当する。

- (一) 侵害規模が大きいこと
- (二) 継続期間が長いこと
- (三) 悪い社会的影響をもたらしたこと

第八十八条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十条における「当該商品を自己が合法的に取得したものであると証明する」ことに該当する。

(一) サプライヤーが合法的に署名、押印した品物供給リストと代金領収書があり、かつ調査を経て真実であると確認され、又はサプライヤーが認めた場合

(二) 売買双方が締結した仕入契約書があり、かつ調査を経て確実に履行されたと確認された場合

(三) 合法的な仕入送り状があり、かつ送り状の記載事項に係争商品と対応している場合

- (四) 係争商品を合法的に取得したと証明できるその他の場合

第八十九条 登録商標専用権侵害商品であると知らずに販売し、当該商品を自己が合法的に取得したと証明でき、提供者を説明した場合、工商行政管理部門は、販売を差止めよう命じ、事件状況を侵害商品提供者所在地の工商行政管理部門に通知する。

第九十条 係争登録商標権の帰属が商標局、商標評審委員会による審理中、又は人民法院による訴訟中にあり、事件の結果が事件の性質に影響を及ぼしうる場合、商標法第六十二条第三項における「商標権の帰属に争議がある」ことに該当する。

第九十一条 商標権侵害を摘発するにあたって、工商行政管理部門は、権利者に対して係争商品が権利者により生産された製品か、又は生産を許諾された製品かどうかを鑑定するよう要求することができる。権利者はそれに協力し、書面による意見を提出する義務がある。

生産、加工現場で押収した商標権侵害被疑商品について、当事者が登録商標権利者から生産を授權又は依頼された証拠を提示できない場合、直接に侵害商品に認定することができる。

第九章 商標代理

第九十二条 商標法にいう商標代理とは、委託人の委託を受けて、委託人の名義で商標登録出願又はその他商標関連手続を行うことをいう。

第九十三条 商標法にいう商標代理機構には、工商行政管理部門の登記を経て商標代理業務に従事するサービス機構と商標代理業務に従事する弁護士事務所が含まれる。

工商行政管理部門に登録される商標代理機構は、下記の要件を具備しなければならない。

- (一) 工商登記関連法律法規に基づいて設立されたこと

(二) 名称には「商標代理」「知的財産権代理」又は知的財産代理業務を行うことを示すその他の用語を含むこと

(三) 商標代理又は知的財産権代理を主要業務とすること

(四) 本条例に規定に適合する商標代理人を3名以上有すること

第九十四条 商標法にいう商標代理従業員とは、商標代理機構に勤めている職員を指す。商標代理従業員は、下記の要件を具備しなければならない。

(一) 完全な行為能力を有する中国国民であること

(二) 商標に関連する法律法規に詳しく、職業倫理を遵守すること

(三) 商標代理機構に勤めていること

商標代理従業員は、個人の名義で自ら委託を受けてはならない。

第九十五条 商標代理機構は、商標代理業務に従事するには、商標局に組織名称、住所、責任者、連絡方法等の基本情報を報告送付しなければならない。

工商行政管理部門は、商標代理機構の信用記録を作成しなければならない。

第九十六条 商標代理機構は、商標局、商標評審委員会に関連出願書類を提出するにあたって、当該代理機構の公印を押し、商標代理従業員が署名しなければならない。

第九十七条 商標代理機構がその代理サービス以外の他の商標について登録出願又は譲受申請を行う場合、商標局はそれを受理しない。

第九十八条 商標代理機構が本条例第五条第二項、第三項の規定に違反した場合、商標局又は商標評審委員会はそれを通達し、その信用記録に記入する。

第九十九条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十八条第一項第(二)号にいう「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を攪乱する」ことに該当する。

(一) 他人の誤解を招く、欺瞞、虚偽の宣伝又は商業賄賂等の方式により顧客を誘致する場合

(二) 事実を隠し、虚偽の証拠を提供する場合、又は事実を隠し、虚偽の証拠を提供するよう他人を脅迫、誘導する場合

(三) 同一商標事件において、利益衝突のある双方当事者から委託を受ける場合

(四) 委託を受けた後、正当な理由がなく代理義務を履行しない場合

第一百条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十八条第二項にいう「情状が深刻である」ことに該当する。

(一) 商標手続を行うにあたって、法律文書、印鑑、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造された法律文書、印鑑、署名を使い、深刻な結果をきたした場合

(二) 行政処罰を受けた後1年以内に、再び行政処罰を与えるべき事情があった場合

(三) 国家又は社会公共の利益を酷く害した場合

第一百一条 商標代理機構が商標法第六十八条及び本条例第九十九条に規定される行為を行った場合、行為者所在地又は違法行為発生地 of 的級以上の工商行政管理部門はそれを摘発し、摘発状況を商標局に通知する。

第一百二条 商標局、商標評審委員会は、商標代理機構が商標法第六十八条及び本条例第

九十九条に規定される行為を行っており、かつ本条例第百条に規定される事情に該当すると判断した場合、当該商標代理機構による商標代理業務の受理を6ヶ月以上ないし永遠に停止する旨の決定を下し、商標局のウェブサイトにてそれを公告するとともに、その信用記録に記入することができる。

第百三条 商標代理業務の受理を停止する期間が満了した後、商標局、商標評審委員会は受理を回復するとともに、商標局のウェブサイトにてそれを公告しなければならない。

第百四条 工商行政管理部門は、商標代理業界組織に対する監督と指導を強化しなければならない。

商標協会等商標代理業界組織は、商標代理機構及び商標代理従業員に対する管理を強化しなければならない。

第十章 附則

第百五条 1993年7月1日まで継続的に使用してきた役務商標は、同一又は類似する役務区分において既に登録された他人の役務商標と同一又は近似する場合、引き続き使用することができる。ただし、1993年7月1日以降使用を3年以上中断した場合、引き続き使用してはならない。

商標局が新たに開放した商品又は役務を始めて受理する日まで継続的に使用してきた商標は、同一又は類似する商品又は役務区分において既に登録された他人の商標と同一又は近似する場合、引き続き使用することができる。ただし、初めて受理した日以降使用を3年以上中断した場合、引き続き使用してはならない。

第百六条 商標登録用の商品及び役務分類表は、商標局が制定し、公布する。

商標登録出願又はその他の商標関連手続の書式は、商標局、商標評審委員会が制定し、公布する。

商標評審委員会の評審規則は、国务院工商行政管理部門が制定し、公布する。

第百七条 商標局は、「商標登録簿」を設け、登録商標及び関係登録事項を記載する。

第百八条 商標登録証及び関連証明は、権利者が登録商標専用権を有する証書である。商標登録証に記載される登録事項は、「商標登録簿」と一致しなければならない。記載が一致しない場合、確かに「商標登録簿」にミスがあると証明する証拠がある場合を除き、「商標登録簿」に準ずる。

第百九条 商標局は「商標公告」を發布し、商標登録及びその他の関係事項を掲載する。

「商標公告」は、紙媒体又はデータ方式によることができる。

送達公告を除き、発布日からは、社会公衆が既に公告内容を知っており又は知るべきであったとみなす。

第百十条 商標登録出願又はその他の商標関連手続を行うには、費用を納付しなければならない。費用納付の項目と基準は、国务院財政部門、国务院価格主管部門がそれぞれ制定するものとする。

第百十一条 本条例は、2002年9月15日より施行する。1983年3月10日に
国務院が公布し、1988年1月3日に国務院が第一回改正を承認し、1993年7月1
5日に国務院が第二回改正を承認した「中華人民共和国商標法実施細則」及び1995年
4月23日付の「商標登録手続関連証明書添付問題に関する国務院の回答」は、同時に廃
止する。